

筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

筑西市長 須藤 茂

筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市及び本市の区域内で活動する法人・その他団体が行う持続可能な開発目標（2015年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標をいう。以下「SDGs」という。）の推進を目的として取り組む事業（以下「取組事業」という。）で、筑西市SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に規定する用語の意義は、筑西市SDGsパートナーの登録に関する要綱（令和5年市告示第216号。以下「登録要綱」という。）に規定する用語の例による。

2 この要綱において、ロゴマークとは、市が定めた筑西市SDGsロゴマークの基本デザイン（別図）をいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 取組事業においてロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(4) 登録要綱第5条の規定による筑西市SDGsパートナーの登録を受けたものが取組事業で使用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用を市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(4) SDGsの正しい理解を妨げ、又は妨げるおそれがあるとき。

(5) ロゴマークの正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認するときはロゴマーク使用承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第7条 第5条第2項の規定によるロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) 使用者は、使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ロゴマークの形又はロゴマークに使用されている色を変更しないこと（単色により使用する場合を除く。）。

(4) ロゴマークを使用する物品等には「ちくせいSDGs」又は「CHIKUSEI SDGs」の表記を付すこと。

(5) 承認に係る取組事業の完了又は物品等が完成したときは、速やかにロゴマーク使用実績報告書（様式第3号）又は完成品（完成品の提出が困難である場合には、当該完成品

の写真)を市長に提出すること。

(6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、第5条第2項の規定による承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めるときは、ロゴマーク使用変更承認決定通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりロゴマークの使用承認を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほかロゴマークの使用を承認することが不相当と認める事実があったとき。

2 前項の規定による承認の取消しの通知は、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6号)によるものとする。

3 市長は、承認を取り消されたことにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は、損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年12月31日限り、その効力を失う。

別図



様式第1号（第4条関係）

ロゴマーク使用承認申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 所在地 名 称 代表者名 電話番号 (担当者氏名：)	
ロゴマークの使用をしたいので、筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
使用目的	
取組事業が目指す ゴール名	
使用方法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
使用責任者 (所属・氏名)	電話番号
添付書類	1 企画書（商品名・レイアウト・図案・原稿等） 2 申請者の概要・現況を示すもの 3 その他参考資料
備 考	

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用承認決定通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について承認することと決定しましたので、筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

使用目的	
取組事業が 目指すゴール名	
使用方法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
付帯条件	使用に際しては、筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱及び承認内容を順守すること。
備 考	

ロゴマーク使用変更承認申請書		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>筑西市長 様</p> <p style="text-align: right;">(使用者) 所在地 名 称 代表者名 電話番号 (担当者氏名 :)</p> <p>年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱第8条の規定により申請します。</p>		
変更内容	変更前	変更後
備 考		

※ 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用変更承認決定通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで変更申請のあったロゴマークの使用について承認することと決定したので、筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

変更内容	変更前	変更後
備 考		

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用承認取消通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付け第 号で承認したロゴマークの使用を取り消すこととします。筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

取消理由	
備 考	